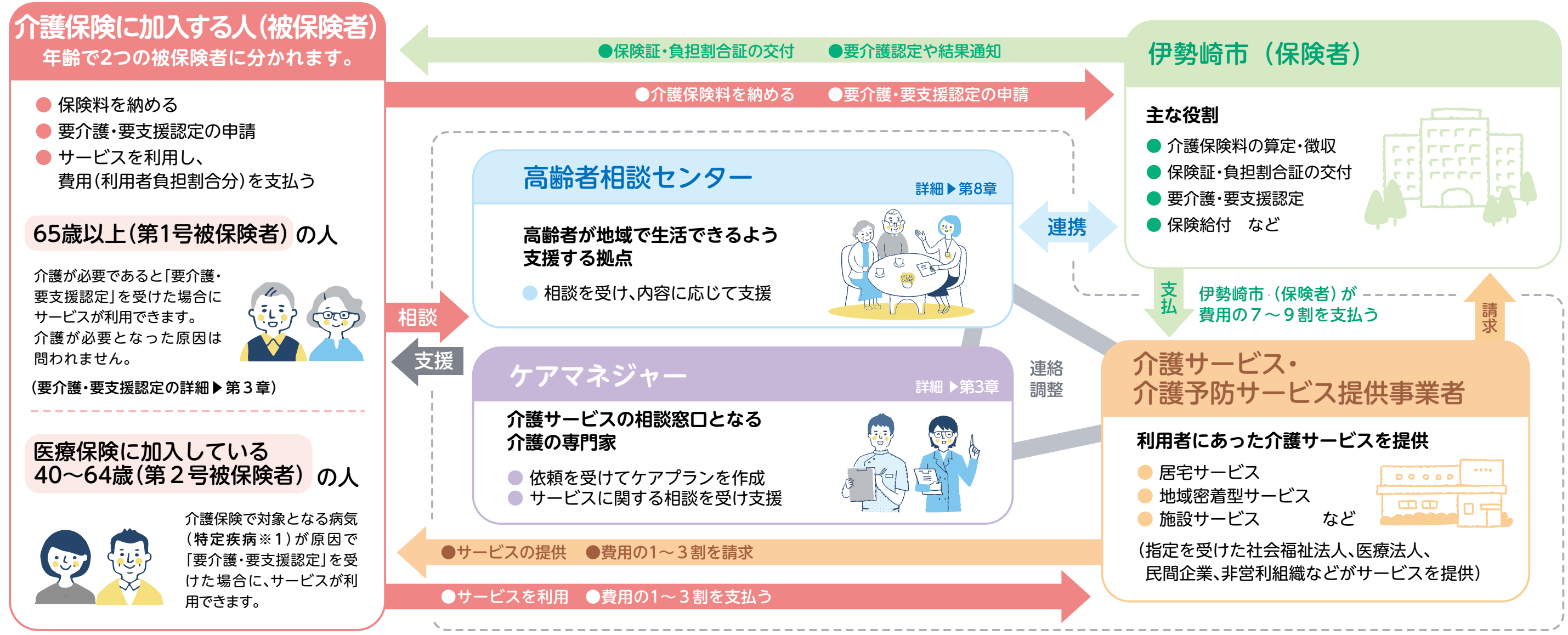


第1章 介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護（予防）サービスを利用できる制度です。



負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた人や事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護（予防）サービス等を利用するときに必要になります。

負担割合（1～3割）が記載されます。



特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）